

[別紙]

様式1

## 事業報告書

(自 令和5年 3月 1日 至 令和6年 2月29日)

### 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団育豊会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県川口市西川口3丁目8番31号
- (3) 設立認可年月日 平成 15年 8月 8日
- (4) 設立登記年月日 平成 15年 10月 1日

### 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	倉田歯科クリニック	1130205070	埼玉県川口市西川口3丁目8番31号	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 4月21日 令和4年度決算の決定

令和 6年 2月29日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人社団 育豊会  
 所在地 埼玉県川口市西川口3丁目8番31号

貸借対照表  
 (令和 6年 2月 29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,134	I 流動負債	6,613
II 固定資産	9,223	II 固定負債	22,107
1 有形固定資産	5,120	(うち医療機関債)	(-)
2 無形固定資産	217	負債合計	28,720
3 その他の資産	3,886	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(-)	科 目	金 額
		I 出 資 金	4,700
		II 積 立 金	6,937
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	11,637
資産合計	40,357	負債・純資産合計	40,357



様式 2

法人名 医療法人社団 育豊会  
 所在地 埼玉県川口市西川口3丁目8番31号

財産目録  
 (令和 6年 2月 29日現在)

1. 資 産 額 40,357 千円  
 2. 負 債 額 28,720 千円  
 3. 純 資 産 額 11,637 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,134
B 固 定 資 産	9,223
C 資 産 合 計 (A+B)	40,357
D 負 債 合 計	28,720
E 純 資 産 (C-D)	11,637

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 育豊会

所在地 埼玉県川口市西川口3丁目8番31号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団育豊会

理事長 倉田 豊 殿

私は、医療法人社団育豊会の令和5会計年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 4月 24日

医療法人社団育豊会

監事 鈴木 稔